

会 議 録

会 議 名	平成18年度第3回小金井市青少年の育成環境審議会		
事 務 局 (担当課)	児童青少年課		
開 催 日 時	平成19年3月29日(木) 午後3時10分～4時50分		
開 催 場 所	小金井市役所西庁舎第五会議室		
出 席 者	委 員	遠藤(会長)、齋藤(会長職務代理者)、川畑、天野、中根、伊藤、羽田野、中井	
	事務局	小野内児童青少年課長、門田児童青少年係長、安藤主事	
傍 聴 の 可 否	可	傍 聴 者 数	0人
会 議 次 第	<p>1 開 会</p> <p>2 市長あいさつ</p> <p>3 委嘱状の伝達</p> <p>4 自己紹介</p> <p>5 青少年の育成環境審議会の概要について</p> <p>6 会長の互選について</p> <p>7 会長あいさつ</p> <p>8 会長職務代理者の指名について</p> <p>9 会長職務代理者あいさつ</p> <p>10 議 題</p> <p>(1) 平成18年度青少年育成環境改善活動の実施結果について(報告)</p> <p>(2) 青少年を取り巻く状況についての情報交換</p> <p>(3) その他</p> <p>11 閉 会</p>		
会 議 結 果	<p>1 開 会 小野内児童青少年課長</p> <p>2 市長あいさつ 稲葉市長</p> <p>3 委嘱状の伝達 各委員の机上に配布</p> <p>4 自己紹介 各委員及び事務局職員から自己紹介 (配布資料の確認)</p> <p>5 青少年の育成環境審議会の概要について 事務局から配布資料2～4に基づき説明がされた。</p>		

	<p>6 会長の互選について 指名推薦により 3 期目になる遠藤委員が選出された。</p> <p>7 会長あいさつ 遠藤会長から答申をした内容を中心に就任のあいさつがされた。</p> <p>8 会長職務代理者の指名について 会長の指名により 2 期目になる齋藤委員が選出された。</p> <p>9 会長職務代理者あいさつ 齋藤会長職務代理者から就任のあいさつがされた。</p> <p>10 議 題</p> <p>(1) 平成 18 年度青少年育成環境改善活動の実施結果について（報告） 事務局から配布資料 5, 6 に基づき説明がされ、引き続き質疑が行われた。</p>
遠藤会長	看板 14 枚はり紙 88 枚を撤去しているが、いずれも青少年の健全な育成を阻害するおそれのある看板、はり紙なのか。
事務局(安藤主事)	青少年の健全な育成を阻害するおそれのある看板、はり紙かどうかの区分が難しいが、公道に設置されているサラ金等の違法な看板等も撤去しているのが実態です。
川畑委員	以前に比べるとかなり屋外広告物のステ看は少なくなってきています。実際に参加されているのは、地区の健全育成委員がほとんどです。協力員は外にもいらっしゃるが参加される人は固定されている。地区委員以外の方にも参加していただける対策ができないかと思っていた。
遠藤会長	地区委員以外の協力員の参加が得られていないということですが、事務局の方で何かありますか。 委員の方でご存知の方はおられますか。
川畑委員	地区委員から連絡があります。地域的なこともありますので、自分の近いところは人数が多くなるが、なるべく全体で出るようにはしている。自治会、町会には手紙がいつているのではないかと思うが。実際は行って見て初めてわかる。
齋藤会長職務代行	地区委員、子供会、民生委員、町会、自治会は重複している人はいると思う。その他協力員の団体には呼びかけ方法の改善をしたらよろしいのではないか。

伊藤委員	<p>別件ですが、市長から青少年の育成環境についての施策を諮問され、それについて、前回の審議会で2つの施策の答申をした。今年度、3月1日からの2年間我々は何をするのか最初の審議会で目的を明確にさせていただきたい。先ほどの意見は昨年度実際に活動した反省ですが、今後は答申をした広報活動と調査、浄化活動の2点について絞ってしていくのか明確にさせていただきたい。</p>
遠藤会長	<p>それもこの審議会で決めればいいことです。市長の諮問に対しての答申は前の審議会で終わっております。基本は条例に基づく我々の審議会で青少年の環境を良くするためにやれよということでこの審議会でまとめたものであり、形式的には終わっています。</p> <p>ただ、あれでは総括的すぎるのではないかの意見が出ました。したがって、この審議会でこれから何を取り上げたらよいかそのたたき台として、前年度はこういうことを言っていたなど参考資料という意味ではいいと思うが、市長の2年前の諮問にとられる必要はないと思います。この審議会の委員でテーマを決めれば良いと思う。</p>
伊藤委員	<p>市長の諮問については拘泥することはないと思う。過去2年間審議してきたが、この点はまだ十分でないとか、こういうことを新年度でやるべきであるとかひとつの指針ができればと思う。</p>
遠藤会長	<p>わかりました。それにつきましては、各議題が終った後に進めたいと思います。</p> <p>先ほどの定例となっている不健全な看板、はり紙の撤去の実施について、外にご質問、ご意見はありますか。</p>
事務局(安藤主事)	<p>協力員の件についてですが、当初は、地区委員のほかに、子供会、学校、民生委員、町会等からも協力員をお願いしていたが、事務処理が大変であった。地区委員の方には子供会、学校PTA、民生委員、町会等の役員を兼ねている方もいるので、今は、地区委員の方で、承諾をいただいている方だけをお願いしているということを聞いている。そういう経過もあるが、今後については検討課題であると考えます</p>
遠藤会長	<p>呼びかけ方法等について、もう少し協力員の参加を工夫してやられたらという意見が出たということです。</p> <p>それから毎回お配りしていますが、今年の審議会委員の名簿をお配りして審議を進めたいと思いますがよろしいでしょうか。ご異議</p>

がなければ、お配りします。氏名と選出母体を記載しています。

(委員名簿配布)

(2) 青少年を取り巻く状況についての情報交換

それでは議題の「(2) 青少年を取り巻く状況についての情報交換」にはいります。

皆さんそれぞれ選出団体からの指名、公募による選定によりこの2年間共通の議論をしていければと思いますが、それぞれこの審議会に向けて何か自分はこのような立場で、こんなことはひとつ考えて欲しいというようなことで、それぞれの委員から個人々々若干でも結構だし、ご自身としてこの審議会でこんなことを言ってみようか、あるいはやってみようか自由な形で青少年を取り巻く市の環境に関することについて順次ご発言いただければ幸いです。恐縮ですが、中井委員から順次お願いします。

中井委員

私は3年前まで前原小学校に在職していて、子どもたちを取り巻く環境については関心があります。今から私の申しますことが環境からはずれているかわかりませんが、常々南口で開発している歩道の通行について危険を感じている。子どもよりむしろ大人側が自転車のスピードをつけて飛ばしている。大きな意味での環境について取組むことではないのかと思う。もし的外れでしたら申し訳ないが、どこかで考えを取り上げていただけたらと思う。

羽田野委員

ひとつは、まわりを守る環境も必要ですし、もうひとつは家庭教育ということも重要なことです。私も南口を利用するが、南口は禁煙区域になっているにもかかわらず、結構中年以上の年配者が吸っている。若い人はそんなに吸っていない。ところが、40代、50代以上の方がくわえタバコをしながら歩いている。それから自転車のチリンチリン鳴らされる。後を見ると年配者が我が物顔で通る。そういう点もあるので、そういうところから認識を改めていただいて、家庭教育、大人を見ていると子どももいろいろな情報があるが、大人がしているからいいのではないかという思いが非常にすると思う。そういう意味で、大人も環境を守っていくそういう認識を持ってもらうことが必要だと思う。

伊藤委員

私も現役時代は、生徒指導に随分手を焼いて、それこそ子どもと追いかけてこしてそういう経験はよくあるわけです。委員に応募するときにも書きましたが、この審議会でポイントが外れているかも

中根委員	<p>しれないが、先ほどの羽田野委員も言われましたが、根幹は家庭教育だと思う。家庭も社会環境のひとつと考えている。お父さん、お母さんも自分の子どもをしっかりと時と場合によっては「こうだ」と教えていけば、外に出てもそんなに悪いことはしないと思う。それが、そう簡単にいかない現実にあっという間と問題が出ているわけです。この審議会でも家庭環境いわゆる親に対するアプローチを広めるのは非常に難しいと思うが、家庭教育をしっかりとすること、これに尽きるのではないかと思います。</p> <p>私の方からは少年非行の実態と小金井市の少年達の問題については、お手元に「青少年育成マニュアル」があります。ここの4ページには平成17年の少年非行の概況が載っています。細かい部分についてはこれをよくご覧ください。さらにインターネットをご利用されている方は警視庁のホームページをご覧ください。少年犯罪の傾向がそのまま載っております。その全体の傾向が小金井の少年たちにも共通しております。たとえば、非行少年、いわゆる犯罪の実行行為をして警察に補導された件数は減っている。しかし、非行に結びつく不良行為、深夜徘徊、喫煙、飲酒、家出については増えている。薬物についても、昔はシンナー、トルエンが多く、これは脳に刺激があったり、骨を溶かしたりすることから、減っている。その代わり大麻の使用が増えている。そしてこの使用についても女子のかかわりが増えている傾向にある。</p> <p>それから、昨年答申書を作りましたが、この中でインターネットにも触れています。子どもたちが自宅に引きこもりがちになり、ゲームで遊ぶ。外で仲間と遊ぶ、年上の人と触れる、大人と触れるそういう機会が持てる子は少ないですね。クラブにいかないと触れられない。インターネットあるいは携帯電話、これによって出会い系サイト、薬物、自殺志願者ネット等有害なネットにアクセスする機会がある。ここにも携帯電話のフィルタリングについて進めていきたいと思います。ここにも携帯電話のフィルタリングについて進めていきたいと思います。携帯電話から簡単にアクセスしている。我々親は携帯電話を買ってあげるか買わないかそれに重点を置かれていて、買った後の使用方法について、何も指導しない。それが非常に悪い傾向です。フィルタリングをして有害な情報にアクセスできないように各携帯電話会社がシステムを作っているの、その推進を図っていく必要がある。</p>
------	--

それから、先ほど不良行為のところで話しましたが、いきなり非行少年になるわけではないですね。家庭の暖かい環境があれば、親のところに戻って行くのですが、そういう親の愛情を経験していない、思いやりというものをわからないそういう子どもたちが増えていく。親の愛情を受けられない子どもたちが同じグループを作って、それで、非行に走ってしまう、ということがあります。

それから、街頭犯罪、ひったくりや強盗の割合が成人と比べれば多い。非行少年の補導件数は減少しているが、街頭犯罪に限って言えば、減ってはいない。全体の傾向についていえば小金井も同じ傾向です。一番罪を犯しやすい年齢は15歳、16歳、19歳で、これは精神的に揺れる時期です。卒業、新学期、就職そういう変わり目に子ども達も心理的、精神的に落ち着かないそういう時に非行に走ってしまうことがあります。

警察も、こういう時期には、少年育成を推進していく。また、今年、警視庁の重点として子ども達を犯罪から守っていく、子ども達の見守り活動を強めていきたいと思いますので、各地域の協力を得て、環境についても進めてまいりますので、皆様のお力をお借りしてよりよい環境をつくってまいりたいと思います。

川畑委員

私は今回は民生委員の方からですが、健全育成地区委員会の地区委員としての立場ではいろいろと・・・(聴取できず)お母さんたちの力がないということで、お母さんに対しての勉強会などを打ち出しています。ただ、働いておられるお母さんが多いものですからなかなか参加が少なく、関心のある方は、出ていただけるのですが。そういうところを私達はもう少し・・・(聴取できず)また子どもたちが犯罪に巻き込まれたり、・・・(聴取できず)私達も心配している。それに応えていくには、私達も薬物ですとか、そういうものから子ども達を守るような、そういう環境をつくっていくのが、大事であると思って、活動をしています。

天野委員

親は、生活手段として、子ども達に携帯電話を与えていますが、子ども達は、逆に違う興味を持っていろいろな機能を使っている。

親のほうでチェックするということがプライバシーの侵害とかということでなかなかできない状況にある。しかし、親としては、与えるときに子どもと話し合っていくことがいいのではないかと、いうことを思いました。

齋藤委員	<p>皆さんのお話をお聞きしながら、昨年の委員さんのお話とオーバーラップしながらお聞きしていましたが、昨年の委員さんの中にも家庭教育ということに対してご意見をいただいた覚えがあります。</p> <p>私も、子供会に携わっている立場からすると、育成環境審議会というと、どちらかというと、外部から入ってくるものに対して、どうそれを防いでいこうかという話が今まで多かったと思いますが、家庭環境ということからすると今度は逆に内からどう子どもたちの環境を整えていこうかという、親のあり様、家庭のあり様、地域のあり様ということが問われてきている時代の流れが変わってきたかなという気がします。といいますのも、外部から来るものもある程度精査されてきて、条例などもできて、防御もし始めてきているのでしょうけれども、個々の家庭の問題というところになかなか踏み込めない難しさもあるでしょうし、それをどうやっていくかという仕方の問題もあるでしょう。それから、青少年問題協議会との兼ね合いもあるでしょうし、こちらの審議会の日当程度ではなかなかそこまで踏み込んだ話しもできないだろう、というようなジレンマなどがありつつも、最近子ども達が自殺をすとか、親が自分の子どもを虐待したり、食事を与えなかったり、という悲惨な事件がマスコミで多く取り上げられ、ということであれば、育成環境、子どもが育っていく環境は内から直していかなければならない時代になってきた、そういう思いを最近している。</p> <p>それから、もう一点は、去年はインターネットとか携帯電話とかがありました、いわゆる情報という、テレビとかゲームです。そういうバーチャルゲームなどのあり方をどう規制していくのかということももう一点そこに加わってくるのかなと思う。それは、小金井市だけではなくて日本全体に係ってくる問題、マスコミからすべてのものに係ってくる問題、大きなテーマになるんだらうと思いますが、どこかから発信していく必要があるのかなと思っています。どういう形として見えてくるのかは壮大なテーマなので難しいかもしれませんが、そんな思いを最近しています。</p>
遠藤会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>私自身の問題意識とか認識とかを皆さんの前でいえるような代物は特段ありませんが、それに代わって、先ほど伊藤委員からお話がありました、資料番号7番の答申に盛り込まれなかったご意</p>

見、その経過に隠れている意見について記憶にあることをご披露したいと思います。

7番の本文が1ページの現状の社会環境をまとめたもの、2ページの下地域環境では情報ツールが少なくともこの審議会条例ができた平成8年、9年頃とはガラッと環境は変わっているという認識。3ページの上の方は家庭環境は昔とは変わっていますよと、核家族とか少子化とか社会環境の変化を、3から5ページにかけては、委員の中から出された意見を最大公約数的にまとめ上げたところです。3頁の2の(1)のところですが、「営利主義に走る不心得な一部の大人や悪質業者に対して厳罰を持って臨め」と、このくだりは要するにわいせつ物を販売するとか変な勧誘をするとか、弱いものを相手に暴利をむさぼる悪質業者がいるんであって、その取り締まりの実態が大変困難を極めるというご報告を警察の課長さんのほうからいろいろな形で受けました。市が条例を根拠に刑罰刑を発動するわけにはいかないが、止めろ、改善しろという勧告の権限があるにもかかわらずやっていないですね、あるいは、1回注意をして、今度は看板を変えて別の形ですぐやることについて、やっていないですねというご意見がありました。大人の意思の責任でそういうインチキ、営利主義、弱い奴から金をむしりとるという環境を無くそうじゃないかと、それは大人の責任だよと、というふうに宣言的に意見を書いた。その裏には、市の方で条例を根拠にできることはやりなさいと。警察レベルの刑事捜査になじむにあたるには相当高レベルな証拠資料その他が必要なので、違う観点からの青少年の安全・環境を守るためにできることをもつとなさったらという意見が背景で、こういうまとめにしました。

それから、「(2)の家庭・地域・学校の取組」については、齋藤委員その他活動にかかわっている各委員からいろいろな形で、具体的な取組の方法も出ましたが、もっぱら力点の置き方が委員によってかなり違うということを感じました。公募委員の熱心な委員は道徳教育を家庭、学校で強化せよと非常に信念を持たれたご意見を述べられていました。つまり、子どもの幹をしっかりすれば、そういう有害情報に左右されることはない。ふらふらしないで幹を太く仕上げればいいと。家庭が大事である。学校でも道徳教育を徹底しろという委員の確信をもったご意見がありました。文章にするとこう

いう形にまとまって、委員もご不満でしたけれども、連携した取組が必要だなという話がありました。

それから、4ページの「(3) 交流の場の設定」ここが齋藤委員、前任の子供会、PTA活動で具体的な取り組み方についてご提言をいただいた。今の子供の塾通いの現状、あるいは遊ぶといってもコンピュータゲーム、テレビ画面相手に子どもが2, 3人集まって1人でやっているだけだという現況、これを改善するには親の側で場を作ってやろうじゃないかと。地域のおじさん、お兄さん、あるいはお姉さん、そういった場所というものを工夫したらどうなのか。あるいはいろいろな活動をしている、職場体験とかいろんな交流、交歓の会をしているので、それは、ひいては子ども同士の切磋琢磨、あるいは、先輩、後輩の絆という形の横糸、縦糸を取り上げるし、そういう心に栄養を与えるような場所とか、あるいは企画について強化しろと、ひいては防犯体制の強化につながるのではないかと、という指摘をしました。

それについて、市は何をするのかについては、いろんな形でのPRを、広報の媒体について、金のかかるものについては、ある程度金をかけて、その周知徹底の協力をしなさいという話をしました。

それから、次の(4)については、引き続き、看板、チラシそういうものについての排除を求める、あるいは、コンビニでの成人向け図書を分離した場所にコーナーを設けるとか、そういうものについては、引き続きしてくださいと。それとは違う携帯による有害情報については、決め手はないが、親に学校に集ってもらい、携帯の有害情報についてはどういう種類があって、それを防ぐにはどんな方法があるのか。親に知識を授けようじゃないかと。それを親から子に強制できるかどうか。それは、親に知識がなければできないので、情報源がメール、携帯電話、パソコンに移っている現状で、親のレベルアップを図ろう。そして、フィルタリングについての方法、指導について市としても何か学校に協力を得た形でしたらどうなのかという意見でございました。

それから5ページの上のほうで、(5)の現実には学校に携わっている方のご意見でしたが、地区間で、あるいは学校、家庭間で、どんな取組がそれぞれできるのかについての情報のまとめ役がいな

いと。コーディネーターを要請するような工夫をしろと。それぞれの活動母体がバラバラになっている。その連携と情報交換が不足している。それは、小金井市内に限らず、近隣の市町村を含めた形での、コーディネーター役を養成して十分な情報交換と情報提供ができるような形にしたらどうか。これらの意見がでまして、最後の答申ということで、小ざれいにまとめたということが答申書の実態でした。

先ほどの条例にもありますように、こういうような青少年の問題を考えるようなのは青少年問題協議会という昭和34年位からある、もう50年近く前からある審議委員会がありまして、10年位前にこの審議会を作ろうというのは、その当時ピンクチラシあるいは町での看板、ポスターその他外部的な有害情報が目立つと、それについて、もともとある青少年問題協議会は小回りが効いていないので、特別に、そういうものについて、小金井市をどうしたらいいかについて意見を出してもらおうじゃないかという意味で、議員立法でできたこの審議会の設置条例だと伺っています。

したがって、要するにこの審議会は、市長の諮問があるときにこたえていくものであって、なければ勝手にできませんという審議会だと理解しています。

ですからひとつの手がかりは、携帯をめぐる親と子の関係、あるいは、行政と子供の関係、無理があるかもしれませんが、出した答申というものを、個別には、このテーマは使えるのではないかということについてご意見があればそれを皆さんの知恵を絞っていただくというのもよいでしょうし、それから、事務局からあらかじめ私のほうに話がありました内容としましては、配布資料の8番にあります8年前に作った「小金井市青少年の健全な育成環境を守る条例」が書かれています。先ほどお話しましたように10年以上前の社会情勢なので古いのではないかと、条例の字句を変えるのは我々の役目ではありませんが、変更についての意見を出して欲しいというのがありました。ご意見を求める必要があるのかと思っています。

皆さんバラバラに話して、最後に私が去年の説明をして時間が迫ってきていますが、各委員の情報交換はこの程度にします。

その他意見等がありましたら、お願いします。

事務局 (小野内児童 青少年課長)	<p>資料8の「小金井市青少年の健全な育成環境を守る条例」について、会長からお話がありましたように、平成8年度に議員提案により成立された条例です。この条例の趣旨は、ここに書いてありますように、「心身ともに健やかに成長する環境を守るために、この条例を制定します。」とあります。伊藤委員から、家族ということもいわれました。これも必要かとは思いますが、条例の内容について、ご理解いただいて、条例の範囲内で考えていただけたらと思います。</p> <p>会長も話されていますが、インターネットのことなどが入っていません。大分時代遅れになってきているなと思っておりますので、それをしていきたいと思っています。</p> <p>それと、回答から答申の中身を話していただきましたが、その5ページから答申がございます。この中身の具体的な取り組みをどうするのかということも審議のひとつにあります。たとえば、PRの実施や、地域のボランティアの協力とありますが、実際どのようにするのか。健全委員会がありますが、各地区委員会の委員が各地区でどのような活動をされているのかを市報なり、ホームページにどんどん載せる。また、6ページの(2)に浄化活動とありますが、いろいろな分野の方が一人でも多く参加できるような活動にしていけるようなればと思っています。市民参加条例も施行され、資料10の「小金井市青少年の健全な育成環境条例施行規則第3条」に協力員の規定がありますが、これらの方が活動に参加できるようなテーマを審議していただければと思います。</p>
遠藤会長	事務局からは、以上です。
事務局 (小野内児童 青少年課長)	<p>審議会の間計画は、昔は、年に1, 2回、最近は3回ぐらいしていますが、今年度は何回か。</p> <p>答申の最後から2枚目に審議会の開催状況を載せていますが、予算的には平成19年度が審議会そのものは3回の予算しかありません。平成18年度は、これは会長の発案でしたか、審議会だけでは、足りないということで審議会のほかに小委員会をつくろうということで、3回していただきました。審議会には報酬が出ますが、小委員会はでません。熱心な委員さんのおかげで、答申を出していただきました。</p>
遠藤会長	謝礼が出るものは3回程度であると。その間に4回、5回として

も内容が詰まってきて、日時を設定してもその分の報酬は出ませんよという予算の実状ですので、これとこれを2年間の間に仕上げていこうよということで、委員の皆さんそれなりにある程度のお考えを、あまりうまくまとまっていない方もいらっしゃるかもしれませんが、ベースは子どもの健全教育にむけて何をするか、環境の整備を市としてこれをしろとか、情報公開についてこういうことをやれとかこういうことを外側の体制整備についての提言、健全な青少年を育てるためのイメージ像、それらは委員それぞれの意見を反映されてしかるべきであると思う。

それと、条例については、少し陳腐化しているから直したほうがいいのではないかと言う意見も出して欲しいということですが、法制局ではありませんので、我々は、この部分はこう変えたらという意見も出せば出して、事務局に優秀な改正案を作ってもらおうことが大事かと思う。

それでは、次回の審議会の日程を今日決めさせていただきたいと思います。それまでに、特に私どもですぐにやるべきだと感じているのは、事務局から条例の改正案、あるいは地区での活動の状況などの資料を次回に準備できれば準備したいと思います。

よろしければ資料を事前に配布した上で、次回の審議会で審議項目をある程度1, 2本に絞り込んで、というような段取りを考えたいと思います。

先の日程ですが、年間3回を割り振ると、まず、忘れないうちに次回の日を決め、その後またご意見を伺いますが、時間帯はこのような夕方の3時からの時間帯でよろしいですか。また、曜日はいかようにも（「水曜日は、はずしてほしい」という声あり。）次回は6月の中頃に第2回の審議会を考えたいと思いますが、14、15、18日あたりになります。14日ご都合の悪い方おられますか。（予定が入っているとの声あり）それでは、15日ご都合の悪い方おられますか。それでは、6月15日金曜日の午後3時予定とします。

先ほど、羽田野委員、伊藤委員からご発言がありましたが、私も以前から悩みのところがある。この審議会の立ち上げ時の市の条例制定の議事録を拝見したことがあるのですが、その時は、従前の市議会が青少年問題協議会があるのにそこでやらずに、何故屋上屋を

重ねるような「青少年の健全な育成環境審議会」を設けるのか。従前の青少年問題協議会を軽んずるのではないかという反対意見がありました。その答弁によりますと、いやいやそうではなく、ともかく今、急速に乱れている環境問題だけを特別に取り扱う審議会であると説明をしています。議員提案の条例で、どさくさとでてきた匂いがするが、その頃から徐々に、各自治体でも青少年の環境を守る条例をつくる状況にあったと思います。

役割自体は、先ほど課長から話もありましたが、青少年の健全な育成を守る環境について何か審議してくださいというのが審議会のテーマです。環境も私たちは建設業者ではありませんからハードの問題ではなく、子どもが健全に育ってもらうためには、大人として何ができるのか、市として何ができるのかというような意見、当然、子育て協議会とか、いい子を育てる社会が当然入ってこなければおかしいので、それは、行政に向かって意見を言うことではないのかもしれませんが、それが大前提として成り立っていくと、提言する場合でも、それが前段には当然なるのだろう。青少年の健全育成のビジョン、あるいは思いみたいなのが反映されてくるのは必要だと思います。

今までの青少年を取り巻く状況についての情報交換で意見不足であったとか、あるいは、次回にはテーマを絞り込みたい、たとえば、条例をこういうふうに変えたらという意見とか、前回取り上げた答申のこの部分について、もう少し意見を載せたらどうかとか、あるいは、基礎データ、あるいは、何を実施していくのかの情報を出して欲しいとかの意見、ある程度事務局でまとめるようお願いできると思いますので、そういう方向に次回はしたいと思いますが、この審議会の進め方、あるいは次の審議会の進め方、なんでも結構ですので、ご意見があればお願いします。

齋藤委員

次の審議会の前までに各関係団体の活動状況をいただくという中に、例えば方針案に出ているが、学校でどの程度フィルタリングについて親に周知徹底しているのかというデータが欲しい。

それから答申に盛り込まれている内容の中で、市がすでに実施している状況のものがあるとしたら、どんなものが答申の中に書かれている内容に該当するものか、データとして出していただきたい。

<p>伊藤委員</p>	<p>それから、逆に答申をこれからどのように検証されたかの検証の仕方をわたしどものテーマに盛り込むべきだと思う。ただ、言いつばなしなのか、あるいは、検証していますという定期的な報告をするのか。</p> <p>2年間で何をするのかということで、条例は、確かに文言を変えなければいけないが、この検討だけでは、審議会の意味がないと思います。会長が提案された携帯電話についてどのようにして親から子どもへ行って、それを子どもがどのような使用上の約束や指導などがなされているかについて考えてみるのも良いと思う。審議の間口をあまり広げすぎると却って焦点がぼけてしまうので避けたい。</p> <p>次回の審議会では、検討事項を絞っていくようにしたらよいのではと思います。</p> <p>条例の改正もひとつの案ですが、これだと審議会設置の意味はないと思う。</p>
<p>遠藤会長</p>	<p>私も賛成です。条例は見ればわかることですから。それを細かい訂正の表現を皆さんの時間を割いてまでするテーマではないと思います。</p> <p>よし、これに絞り込もうというのであるなら少し臨時委員会といいますか、小委員会を開いてこれで成果が出たという形に持っていけるかなと思います。</p> <p>齋藤委員から調査提供のお願いもありましたので、そのあたり最大限、答申の実行状況ですとかこれについては、こういう実施をしているとか、こういうことを考えてできる限りの準備をしてください。</p> <p>4 閉 会</p> <p>今日は、顔合わせということでもありましたので、この程度で審議会を終わらせたいと思いますが、よろしいでしょうか。長時間ありがとうございました。</p>

提出資料	<ul style="list-style-type: none"> 1 平成18年度第3回小金井市青少年の育成環境審議会<次第> 2 小金井市青少年の育成環境審議会の概要 3 小金井市青少年の健全な環境を守る協力員の概要 4 小金井市青少年の育成環境審議会審議状況 5 平成18年度青少年育成環境改善活動実施結果報告 6 青少年育成環境改善活動年度別実施結果一覧 7 青少年の育成環境を守るための施策について（答申） 8 小金井市青少年の育成環境を守る条例 9 小金井市青少年の育成環境を守る条例の施行規則を定める規則 10 小金井市青少年の育成環境を守る条例施行規則 11 八王子市青少年の育成環境を守る条例 12 八王子市青少年の育成環境を守る指導要綱 13 地方青少年問題協議会法 14 小金井市青少年問題協議会条例 冊子 青少年育成マニュアル（平成18年）
------	--

平成18年度第3回小金井市青少年の育成環境審議会
<次 第>

日 時 平成19年3月29日（木）午後3時から
場 所 小金井市役所西庁舎第5会議室

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 委嘱状の伝達
- 4 自己紹介
- 5 青少年の育成環境審議会の概要について
- 6 会長の互選について
- 7 会長あいさつ
- 8 会長職務代理者の指名について
- 9 会長職務代理者あいさつ
- 10 議 題
 - (1) 平成18年度青少年育成環境改善活動の実施結果について（報告）
 - (2) 青少年を取り巻く状況についての情報交換
 - (3) その他
- 11 閉 会